# (仮称)手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例(素案) 及び内容説明

## 1 前文

私たちが日常生活を営む上で、情報取得及び意思疎通は、必要不可欠なものです。 しかしながら、多くの視覚障害者及び聴覚障害者等は、必要な情報取得や周囲の人たち との意思疎通が困難なことから、不安や不便を感じながら生活をしています。

平成26年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、障害に基づく差別の禁止のほか、意思疎通には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な手段が規定されています。同条約を踏まえて改正された障害者基本法では、意思疎通の手段の選択、情報の取得又は意思疎通の手段の利用の機会の拡大が盛り込まれました。平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害を理由とする差別の禁止や意思疎通の配慮を含む合理的な配慮が推進されることとなりました。

また、平成31年4月には、多様性を認め、お互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、本市において実現するために鎌倉市共生社会の実現を目指す条例も施行されています。

このような背景から、市民が視覚障害者及び聴覚障害者等に対する理解を深め、お互いを尊重し合うことができる社会を目指し、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び 意思疎通手段の選択と利用機会の確保を図るために本条例を制定します。

## 【説明】

平成 18 年の国連総会で採択され、平成 26 年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、意思疎通手段には、手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な意思疎通手段があるとしています。

また、同条約を踏まえて障害者基本法が改正され、情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の拡大が盛り込まれたことにより、視覚障害者及び聴覚障害者等の生活環境の改善が図られました。

更に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現を目的に、平成 28 年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関 する法律が施行されました。これにより、障害を理由とする差別的な取扱いが行政、事業者と もに禁止され、情報伝達や意思疎通をはじめとする合理的な配慮が求められるようになりま した。

本市においては、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することや、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取り組むものとする旨が規定されています。

また、平成 26 年市議会 12 月定例会において、「議会議案第9号手話言語法の制定を求める意見書の提出について」が可決され、議長から関係機関に意見書が送付されました。

このような中、現状では、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じた情報取得及び意思疎通の手段の選択と利用機会が十分に確保されているとは言えず、地域において安全で安心した生活を送り、社会参加をする上で不安や不便を感じていることから、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の確保を図るために、本条例を制定します。

# 2 目的

本条例は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通を円滑に行うことについての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の推進方針を定めることにより視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。

#### 【説明】

本条例では、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通を円滑に行うことについて、次のことを示し、視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを制定の目的としています。

- ·基本理念
- ・市の責務並びに市民及び事業者の役割
- ・施策の推進方針

## 3 定義

本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1)視覚障害者及び聴覚障害者等 視覚障害、聴覚障害、音声又は言語機能の障害や障害 の有無に関わらず加齢や病気によって情報を取得し若しくは利用すること、意思を表示す ること又は他人との意思疎通に関して著しい制限がある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話を含む言語、文字の表示(拡大文字、色使いの配慮などを含む。)、 点字、触覚を使った意思疎通(以下「触手話」という。)、筆記、音声、平易な言葉、朗読、身 体障害者補助犬その他の利用しやすい手段をいう。
- (3)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4)事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 意思疎通支援者 手話言語通訳、点訳(文字を点字に訳すことをいう。)、要約筆記(口述を要約して筆記することをいう。)又は音訳(文字を音声に変換することをいう。)を行う者その他の視覚障害者及び聴覚障害者等と他人との意思疎通を支援する者をいう。
- (6)情報保障 視覚障害者及び聴覚障害者等に対し知る権利を保障するため、意思疎通手 段により情報提供を行うことをいう。

#### 【説明】

第1号では、本条例において支援の対象となる「視覚障害者及び聴覚障害者等」を定義しています。

情報取得及び意思疎通に関して十分な環境が整っていない視覚障害者、聴覚障害者、音声 又は言語機能障害者、加齢や病気に伴う視力又は聴力の低下によって情報を取得し若しくは 利用すること、意思を表示すること又は他人との意思疎通に関して著しい制限がある人を対 象者としていますが、本条例を制定することで、知的障害者や精神障害者、外国人等への配慮 に繋がると考えています。

# 第2号では、「意思疎通手段」を定義しています。

視覚障害者及び聴覚障害者等が必要としている意思疎通手段は、障害の特性や状態に応じて多様です。手話を含む言語、文字の表示(拡大文字、色使いの配慮などを含む。)、点字、触手話、筆記、音声、平易な言葉、朗読、身体障害者補助犬その他の視覚障害者及び聴覚障害者等が自ら選択する情報取得又は利用するための手段も含みます。

## 第3号では、「市民」を定義しています。

市内に居住している人のほか、市内に通勤、通学する人をいいます。

## 第4号では、「事業者」を定義しています。

市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人、個人で事業活動を行う人を指しており、法人格の有無や、活動目的の営利・非営利の別を問いません。

#### 第5号では、「意思疎通支援者」を定義しています。

手話通訳士及び手話通訳者、点訳者、要約筆記者、音訳者、その他の視覚障害者及び聴覚 障害者等と他人との意思疎通を支援する者(ボランティアを行う者を含む。)をいいます。

#### 第6号では、「情報保障」を定義しています。

情報保障とは人の知る権利を保障するもので、必要な情報を取得して利用できるように保 障することをいいます。

#### 4 基本理念

視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1)全ての人は、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人であり、その個性や多様性をお互いに尊重すること。
- (2)視覚障害者及び聴覚障害者等が有している障害の特性及び状態に応じて、情報取得 及び意思疎通を円滑に行う権利は、最大限尊重すること。
- (3)市の責務並びに市民及び事業者の役割を果たし、相互に協力して取り組むこと。

#### 【説明】

第1号では、全ての人は、基本的人権を生まれながらにもつ個人であり、その個性や多様性 をお互いに尊重することを求めています。 第2号では、視覚障害者及び聴覚障害者等が、情報取得及び意思疎通を自ら選択する手段 で円滑に行うことを大切にするよう求めています。

視覚障害者及び聴覚障害者等が必要とする情報取得及び意思疎通手段は、定義の第2号に記しているように多様ですが、重要なことは、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害の特性及び状態に応じた情報取得及び意思疎通手段を自ら選択して利用できることです。

第3号では、市の責務並びに市民及び事業者の役割を果たし、視覚障害者及び聴覚障害者 等が尊重され地域において安心して生活し、地域社会に参加しやすい環境を協力して整える ことを求めています。

この三つを基本理念とした取組を推進することで、本条例の目的でもある「視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整える」とともに、全ての市民が視覚障害者及び聴覚障害者等に対する理解を深め、お互いを尊重し支え合うことができる鎌倉市の実現を目指します。

## 5 市の責務

市は、基本理念にのっとり、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の確保を促進するための施策を推進するものとする。

- 2 市は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うものとする。
- 3 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい情報の提供及び情報保障に努めるものとする。
- 4 市は、施策の推進に当たり、国、神奈川県その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

#### 【説明】

第1項では、視覚障害者及び聴覚障害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、個性や多様性を尊重し、市民及び事業者と協力して、市は情報取得及び意思疎通手段の普及と利用の促進に関する施策を推進することとしています。

第2項では、市が事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことと規定されています。また、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例では、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものと規定されていることを踏まえ、本条例において、共生社会の実現に向けた取組の一つとして、行うものとしています。

第3項では、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じた意思疎通手段による情報の提供及び意思疎通を図るために必要かつ適切な取組を行うよう努めることとし

ています。

第4項では、市内における視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通支援の 充実を図るために、国、神奈川県、その他の関係機関と連携を図るよう努めることとしていま す。

#### 6 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

## 【説明】

視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通支援については、市や事業者が取り組むだけでなく、市民も、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態への理解を深め、個性や多様性を尊重し、市が推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

視覚障害者及び聴覚障害者等においては、自分に必要な配慮の方法を伝え、お互いに尊重 し合いながら、その方法を考えていくことが必要となります。また、障害の特性及び状態への 理解の促進等の市が推進する施策において、できる協力をするよう努めることを役割として います。

#### 7 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮に努めるものとする。

## 【説明】

第1項では、市民の役割と同様、事業者も視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び 状態への理解を深め、個性や多様性を尊重し、市が推進する施策に協力するよう努めること を役割としています。

第2項では、事業者が事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないことと規定されていることを踏まえ、本条例において、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じた合理的な配慮を行うよう努めることとしています。

## 8 施策の推進方針

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1)視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態への理解の促進に関する施策
- (2) 意思疎通手段への理解の促進及び学ぶ機会の提供に関する施策
- (3) 意思疎通手段を利用するに当たっての環境整備に関する施策
- (4) 意思疎通支援者を確保し、又は養成するための施策
- (5)災害時において情報取得及び意思疎通しやすい環境整備に関する施策
- (6)前各号に掲げるもののほか、本条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等が市政に関する情報を取得し、利用することができるよう意思疎通手段を用いた利用しやすい情報提供及び情報保障に努めるものとする。

#### 【説明】

第1項では、推進する施策を掲げています。

## 第1号について

障害の特性及び状態は多様であり、どのような配慮が必要であるかは、人によって異なります。そのため、多様な障害の特性及び状態を理解し、また、視覚障害者及び聴覚障害者等が望む配慮を考えていくことは、その個性や多様性をお互いに尊重することに繋がることから、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態への理解の促進に関する施策を推進することとします。

#### 第2号について

定義の第2号に記しているように、意思疎通手段は多様です。例えば、視覚障害があったとしても、必ずしも点字が読めるとは限らず、音訳が必要な人や拡大文字が必要な人もいます。 そのため、視覚障害者及び聴覚障害者等が自ら選択する意思疎通手段の理解に加え、それを学ぶ機会があることは、視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることに繋がることから、意思疎通手段への理解の促進及び学ぶ機会の提供に関する施策を推進することとします。

#### 第3号について

視覚障害者及び聴覚障害者等が障害の特性及び状態に応じた情報取得及び意思疎通手段を自らが選択して円滑に利用することができるよう、情報取得及び意思疎通手段の利用に関する支援や、意思疎通支援者が活動しやすい環境の整備を行います。

#### 第4号について

視覚障害者及び聴覚障害者等が障害の特性及び状態に応じた情報取得及び意思疎通手段を自らが選択して円滑に利用することができるよう、意思疎通支援者を確保し、又は養成するための施策を推進することとします。

# 第5号について

災害時において正確かつ迅速に情報を得ることができないことは、命の危険に繋がります。 そのため、視覚障害者及び聴覚障害者等に対しても、災害時において情報取得及び意思疎通 しやすい環境整備に関する施策を推進することとします。

## 第2項では、努める施策を掲げています。

広報かまくらや市から送付する文書などにおいて、視覚障害者及び聴覚障害者等の申し出 に応じて、過重な負担にならない範囲で先進的な視点を取り入れつつ、情報提供及び情報保 障に努めることとします。

## 9 財政上の措置

市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の確保を促進するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 【説明】

市は、視覚障害者及び聴覚障害者等との建設的な対話による相互理解を通じて、代替措置の選択など必要かつ合理的な範囲を柔軟に検討した上で、市の財源や事業の優先順位などを勘案し、財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

#### 10 施行日

本条例は、令和 年 月 日から施行する。